

朝鮮語

一 前 史

1 対馬における朝鮮通詞養成

東京外国語学校に朝鮮語学科が設置されたのは一八八〇（明治十三）年のことである。「文部省第八年報」に「蓋シ明治九年修好条規締約ノ挙アリシヨリ以来隣交ノ日ニ密ナルニ随ヒ其語学ヲ修ムルハ固ヨリ欠ク可カラサルヲ以テナリ」とあるように、七六年に締結された日朝修好条規がその背景にあつた。しかし、周知のとおり近世には徳川幕府と李氏朝鮮王朝の間に国交関係があり、朝鮮に近い対馬藩が家役としてその外交実務を担つていた。したがつて、近世における朝鮮通詞（朝鮮語通訳）は、もっぱら対馬藩において養成されていた。朝鮮語学科は、遠くは対馬の朝鮮通詞養成に淵源をもつ。

一 前 史
対馬藩では朝鮮通信使が来航すると毎回五〇人内外の朝鮮通詞を動員した。かれらは「六十人」と呼ばれる朝鮮との貿易を行う特権商人だつたという。この特権商人たちは親・親類から朝鮮語の手ほどきを受け、やがて親とともに現在の釜山市内にあつた倭館（一六七三年まで豆毛浦、以後草梁）に渡つて語学力を身につけた。朝鮮貿易のために

朝鮮語を習得した商人が、藩の御用によって通詞職を引き受けるという通詞動員体制が取られていたのである。対馬藩は一六八三（天和三）年以後、専門の通詞職を任用し始めたが、対馬の朝鮮貿易は十八世紀に入る頃から衰退しはじめた。それが商人たちの朝鮮語学習熱にも水をさすことになり、通詞後継者の保持が危ぶまれるようになる。このような状況に危機を感じ、通詞の改革を唱えたのが雨森芳洲であった。

江戸で木下順庵に学んだ芳洲は、一六八九（元禄二）年に順庵の推挙で対馬藩のお抱え儒者となり、その後日朝外交に深く関わっていく。芳洲自身すでに長崎で中国語を身につけていたのだが、一七〇三年と〇五年に倭館に渡って朝鮮語を学習し、『交隣須知』などの朝鮮語教科書の編纂に関与した。その芳洲が一七二〇年から二度にわたって通詞養成計画案を藩に提出し、藩が積極的に通詞を養成すべきことを主張した。その主張は藩に受け入れられ、対馬藩は二七年に通詞養成所を開設する。つまり「六十人」の子弟に対馬で丸三年朝鮮語を稽古させ、優秀な者は本人の希望により倭館に留学させるというものである。二七年から三年間と三一年から三年間の二期の朝鮮語稽古生四三人のうち、一六人が倭館渡航を許可され、うち七人が通詞の専門職である通詞中になったという。

通詞中は大通詞・本通詞・稽古通詞から編制され、一七四二年からは五人通詞（六三年以後は八人通詞と呼ばれることもあった）が定着した。通詞中の勤務先は府中（厳原）・長崎・倭館で、長崎には一人、倭館には二人の勤番通詞が置かれていた。一七六四年の朝鮮通信使来航の時には、大通詞二人、本通詞四人、稽古通詞三人、八人通詞八人の総勢一七人の通詞中がいたという。

対馬藩の通詞養成は、その後明治初年まで継承されていった。当時の朝鮮通詞養成の様子をうかがわせる史料が、対馬歴史民俗資料館所蔵の『韓語稽古規則』（年代不明）である。これによると、毎日午前六時頃から九時頃まで五人通詞や稽古生らが「指南役」から稽古を受け、毎月二・五・八の日に総監督の「頭役」立ち会いのもと暗誦を中心

とした試験を受けていた。「韓語集詞」修了程度の者が藩から扶持米を受ける稽古生、「交隣須知」修了程度の者が五人通詞、「隣語大方」修了程度の者が稽古通詞という目安で到達度が計られていた（対馬藩の朝鮮通詞養成については、文献②③参照）。

2 明治維新と朝鮮通詞

書契問題と日朝関係の停頓

明治維新後、幕府から外交権を接収した明治維新政府は、対馬藩に従来どおり対朝鮮外交実務を家役として認め、一八六八（明治元）年十二月、対馬藩主宗義達を通じて朝鮮に王政復古の通告をしようとした。しかし、朝鮮派遣使節が持参した書契（外交文書）に「皇」「勅」などの文字が使用されていたこと、従来の図書（朝鮮から与えられた印）を廃止して新印が押されていたこと、宗氏の官位が昇進されていたことなど、それまでの外交慣例に反するとして朝鮮側はこれの受理を拒否した。この書契問題を契機に、日朝関係は停頓することとなる。

一方、対馬藩は六九年の版籍奉還で厳原藩となり、七一年七月の廃藩置県で厳原県となった。さらに厳原県は同年九月に伊万里県と合併、翌七二年に伊万里県が佐賀県に改称するとともに対馬は佐賀県の管轄となり、つづいて同年八月には長崎県に編制替えとなった。七〇年に厳原藩士を仮称した外務省調査員を草梁倭館に派遣していた政府は、さらに廃藩置県によって宗氏の家役を接収して対朝鮮外交を直接掌握することとなった。こうして政府は、七二年九月、草梁倭館を接収して「大日本公館」とし、翌七三年四月には外務省七等出仕広津弘信を「朝鮮国在勤」として着任させ、倭館館司深見正景を外務省一三等出仕に改補して厳原に帰還させた（文献⑨）。政府による対朝鮮外交の直

接掌握にともない、それまで家役の一環として対馬（厳原）藩が担ってきた朝鮮通詞養成も、外務省が管轄することになる。それが次にみる厳原の韓語学所である。

厳原韓語学所

廃藩置県後の七二年、対馬の朝鮮通詞の処遇が問題になった。藩に登用されていた通詞中は廃藩置県によって佐賀県士族となったが、その他の市籍の通詞の俸給は歳遣船による朝鮮貿易の利益から支給されていた。ところが倭館の外務省接収によって歳遣船が廃止されたため、かれらへの俸給支払いが困難になったのである。対馬から対策を求められた外務省朝鮮事務課は、同年七月、かれらのうち有用なものを外務省に出仕させて見習いをさせ、かたわら外務省の「漢語学校」に「韓語学」を附設して学ばせてはどうかという案を出した。これに対して外務省は、当初倭館での朝鮮語教育を計画した。

その後の議論については不明であるが、結局は同年八月二十五日に厳原に年間三〇〇円の予算で韓語学所を開設する旨、外務卿副島種臣から正院に伺いが出され（史料①第四卷）、十月二十五日に厳原の光清寺の本堂を教場として韓語学所が開設された（以下、厳原韓語学所については、文献⑦⑭、史料①の第四卷から第六卷参照）。

韓語学所の規定によると、授業は毎日午前八時から午後三時で、毎月一と六の日が休日、十の日の午前九時から一〇時までが試験であった。それ以前の通詞養成所では、授業時間は「手習二かよひ候支二」ならぬようにと午前中には終るように配慮されて「おり、それは先にみたように明治初年まで変わらなかったが（文献②③）、ここで初めて専門の朝鮮語教育機関の様相を整えることになったのである。総監督の督長には元倭館館主（司）で外務省厳原出張所の深見正景が就き、教授には荒川金助（徳滋）、助教には住永友輔が就いた。



現在の光清寺

有用な者として選抜され、韓語学所の生徒となった朝鮮通詞の子弟は、総勢三五人であった。生徒たちは飲酒が厳禁され、朝鮮の漂流民が漂着した場合、教授とともに事情聴取・通訳・送還をするという、かつての勤番通詞の任務が課せられていた。等級は上等・中等・下等の三等で、上等・中等はそれぞれ一級・二級に分けられ、下等は一級・

二級・初級・等外一級に分けられた。その下に員外生徒があり三等と員外の間に進退は、毎月十・五の日計六回の試験によって決定された。

ところが韓語学所は、日朝外交再開の目処もつかない上に、「寄留生徒神妙勤励ノ処多分ハ貧困差迫リ候者ニテ苦学ノ態不忍傍観候」というような状況で、生徒が勉学の意欲を喪失しかねない有様であった。このため、七三年四月二十八日、草梁公館の広津弘信は外務省に、このまま厳原で朝鮮語を教えても「同処ニテハ兎角惰弱ニ流レ」やすく、いざという時に朝鮮通詞が役に立たない恐れがあるので、韓語学所生徒の内から一〇名を選び、韓語学所予算三〇〇円を草梁公館に移して現地研修させてはどうかという、厳原韓語学所廃止案を提出した。

そうして、外務少輔上野景範が五月二十九日付で正院に、厳原韓語学所を廃止して草梁公館に稽古通詞を派遣して修学させる旨、上申した。この上申書では、廃止の理由が前年八月の「学制」と

の関連で述べられている。「学制」に続く七三年五月五日付外務省宛太政官達で、外務省語学所は「文部省へ可引渡事」となり、さらに五月十八日付文部省布達第七三号で「外務省附属外国語学所今般当省所轄ニ相成候條此段相達候」となって(文献⑧)、十一月四日に外務省独魯漢語学所と開成学校語学生徒を併せて東京外国語学校が設立される。上申書によると、「今度学校ノ向ハ総テ文部省ノ所轄ニ属」することとなったため、韓語学所も「同様同省へ可引渡筈」である。しかし、「此末文部省ニテ引継建設候トモ一二ノ官員特ニ差下シ置候訳ニモ相成間敷去迎此儘土着ノ教官ニ打任セ置候テハ必ラス中廃ニ可及」と、朝鮮語に関しては文部省管轄下での教授がまだ不可能であり、かといってそのまま対馬に朝鮮語教育を任せておく訳にもいかない。そこで、韓語学所は廃止して生徒から稽古通詞を選抜し、草梁公館に派遣しようというのである。その後一〇人の稽古通詞が選抜されて草梁に渡り、叡原の韓語学所は開設からわずか一年で廃止されることになった。

草梁館語学所

対馬で選抜された一〇人の稽古通詞は、途中風波で船が沈没するアクシデントがあったが、七三年十月二十二日に草梁に到着し、草梁館語学所が開始した(以下、草梁館語学所については、文献⑦⑭、史料①の第七巻から第八巻参照)。なお、予算は当初叡原韓語学所の三〇〇円を引き継ぐとなっていたが、結局は草梁公館の予算五、〇〇〇円から支弁されることになった。督長に奥義制、別監に山之城祐長、教授に叡原韓語学所教授であった荒川徳滋が就き、助教には東田伊良と住永辰妥(友輔)が就いた。稽古通詞の等級は六級で、第一級・二級・六級が欠、第三級・四級に各三人、第五級に四人であった。

授業時間は韓語学所と同様午前九時から午後三時で、毎月一と六の日が休日であったが、毎月十の日の試験は九時

から一〇時までが暗誦、一〇時から一二時までが編文・会話となった。試験日には督長が立ち会ったが、総監督が立ち会って行う口頭試験によって進級が判定されるというのは、近世以来の方法である。教科書は「交隣須知」「隣語大方」を骨子に、「常談」「隣語大方」の続編のようなもので紙数一八枚、「講話」（日朝官吏が交換する挨拶の練習書で紙数二二枚）によって対話・訳述の練習および輪講・輪読を行い、「崔忠伝」「林慶業伝」「淑香伝」「春香伝」「玉嬌梨」「壬辰録」などによって朝鮮の風習を学んで翻訳の参考としたという。こうした教授法も近世以来のやり方を踏襲したものだと思われる。なお、金守喜キムスヒという朝鮮人教師もいたという。

ところが、開設から半年ほどの七四年春、語学所内に問題が生じた。まず、荒川徳滋が「旧来大酒醉狂ノ癖アリ」という理由で教授を免官された。さらに、荒川の素行が問題になった頃、稽古通詞一〇人の内六人が家禄奉還のため三〇日の期限内で帰省したまま戻らなくなってしまったのである。その背景には、稽古通詞の経済問題、および依然とした日朝関係の停頓によって将来の活躍の希望が持てないという状況があったと思われる。

稽古通詞には等級に従って二円から三円の学資が支給されていたが、「式円位ノ学料ニテ自費自賄ハ逆モ出来ルモノニモナシ」というように、かれらは経済的に困窮しており、そこに家禄奉還となったため「家計ノ為メ稽古通詞被免度義願出」ということになったのである。また、稽古通詞たちが草梁に到着するとソウルでは「此生徒ハ専ラ天守テマ（主力）学ヲ学ヒ居候ト申事朝廷へ達シ且洋人モ館中ニ入込居候」などと疑いがもたれ、一方日本では征韓論が湧き起こり「虚実相交エテ風聞モアルヘキコトナシハ辺陲ノ者ハ真意何処ニ在ルヲ弁スル能ハズ此無益ノ学ニ従事シテ後來必ス御国用トナルヘキヤ否ヤ」疑わざるをえなかった。こうした事態に対して興義制は、欠員を補充すること、稽古通詞は満三年あるいは成業まで帰省を許さないこと、学資は一律三元とすることなどの対応を図ったが、結局帰省した稽古通詞は戻らず、欠員も補充されなかった。そのため、以後稽古通詞の定員は四人のままとなる。

その一方で日朝間の事態は転換しつつあった。七三年十二月、強硬な鎖国攘夷政策をとっていた大院君政權が倒れて国王高宗の親政がはじまり、王妃閔氏の一族が政權の中樞を占める閔氏政權が成立した。日本側はこれを好機ととらえ、また朝鮮側にも開国論が台頭し、両国間の交渉が再開されることになった。七五年二月、森山茂・広津弘信らが釜山に派遣されて朝鮮側に外務卿の書契謄本を手渡したが、しかしここでも「大日本」「皇上」の字句が使用されていることなどが朝鮮側で問題となり、交渉はまたも暗礁に乗り上げた。森山らは政府に軍艦の派遣を要請し、九月には軍艦雲揚が江華島に侵入、朝鮮側から砲撃を受けて応戦した。そうして翌七六年二月に特命全權弁理大臣黒田清隆・特命副全權弁理大臣井上馨らを江華島に派遣して、日朝修好条規を締結させたのである。

この黒田使節には草梁館語学所教授の浦瀬裕や先に教授を免官された荒川徳滋、稽古通詞の阿比留祐作・中村庄次郎、さらに対馬に帰省したまま戻らなかつた元稽古通詞二人が同行している。同年五月には日朝修好条規締結にともない朝鮮から修信使金綺秀一行が日本を訪れるが、その時にも浦瀬裕・荒川徳滋・中野許太郎ら草梁公館書記生とともに、当初稽古通詞として草梁に派遣された一〇人全員と、「準語学生」の住永琇三が通訳として同伴出京を命じられている(史料②)。前途に絶望していた稽古通詞たちが、一変活躍の場を与えられたのである。日朝修好条規の締結によって草梁公館は領事館となったが、語学所は定員を四人としたまま存続した。